

【勤務地：東京都千代田区】

特定任期付職員の採用について

国家安全保障局においては、国際社会の様々な変化が我が国の安全保障に与える影響につき、高度な専門的知識や優れた知見を活用し、国家安全保障に関する外交・防衛政策の企画・立案を行うこととしています。

この度、当局に必要な調査研究業務を行うとともに、外部の有識者やシンクタンク等とのインターフェースの観点からの行政実務を行っていただくため、以下のとおり、特定任期付職員を募集いたします。

1. 応募資格

- 修士号以上を有していること（博士号取得者又は博士号取得者と同等の学歴・研究業績を有している者が望ましい）
- 安全保障の分野において研究実績または実務経験を有している者
- 業務遂行に必要な英語能力を有している者
- 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能な者
- 日本国籍を有し、外国籍を有しない者

※ なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 採用予定人数

若干名

3. 採用予定期間

令和2年4月から2年間（職務の状況によっては任期の更新もあり得る）

※採用日は、別途調整可能です。

【勤務地：東京都千代田区】

4. 待遇等

(1) 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。

採用後は、課長補佐級又は係長級の担当官として勤務していただきます。

(2) 勤務時間・休暇

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。必要に応じて超過勤務あり。）

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

5. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接（1次選考の結果、2次選考を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を連絡いたします）

6. 応募方法

次の書類を令和元年12月23日（月）（必着）までに、下記の提出先までお送りください。

書類選考の結果については、令和2年1月上旬までに合格者に対し連絡いたします（不合格者に対しての通知はいたしません）。

なお、面接の具体的な日時については、書類審査合格の連絡の際にご案内いたします。

(1) 提出書類

- 履歴書（写真貼付、様式自由）
- 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの）
- 業績リスト
- 研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し（最近のもの3点以内）

【勤務地：東京都千代田区】

(2) その他

- 書類提出の際には、封筒の表に「特定任期付職員応募」と朱書きしてください。
- 戸籍謄本は、受験者の外国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。
- 提出いただいた応募書類は返却いたしません。
- 応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

(3) 応募期限

令和元年12月23日（月）必着

(4) 提出先及びお問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣官房国家安全保障局（担当：五十嵐、安孫子）

電話（03）5253-2111（内線82918、82919）

7. 備考

- (1) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先を退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (2) 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により、任意の医療機関で実施）していただきます。